

# 物価高騰対策事業者支援補助金 (デジタル化推進タイプ)のご案内

物価高騰の影響を受けている市内中小事業者等の経営効率化を後押しするため、デジタル製品を導入し、業務効率化や生産性向上に取り組む事業者に対し最大50万円の補助金を交付します。

## ①支援内容

**令和7年4月1日～令和8年1月30日**の間に、**デジタル製品**を導入し、業務効率化や生産性向上を図る中小事業者、個人事業主に対し、**購入と設置等の費用の3分の2相当を最大50万円**まで支援します。

※パソコン・タブレット端末（周辺機器を含む）の購入費、賃借料は補助対象経費の1/3以内、補助上限10万円。キャッシュレス決済・セルフオーダーシステム等の購入費、賃借料は補助対象経費の1/2以内、補助上限20万円。

## ②対象事業（例）

- ・受発注、見積・請求・入出金管理等を一元的に管理するシステムを導入し、経理事務を効率化するとともに、他部門に人員をシフトさせる。
- ・手書きで行っていた帳簿管理を会計ソフトを導入して電子化し、業務効率を改善する。
- ・材料投入の自動化設備を導入し、製造現場の省力化と作業効率の改善を図る。
- ・セルフオーダー・キャッシュレス決済システムや自動精算機を導入し、接客・レジ業務の人員を削減し、厨房調理の体制を強化する。

※デジタル製品が多岐にわたるため、対象製品等は定めず、デジタル製品を活用した取組内容（事業計画等）について審査の上、採択を決定します。

## ③対象経費

ソフトウェア購入費・使用料、ハードウェア購入費・賃借料（リース料を含む。）、システム作成委託費・改修費・初期設定費、報償費（専門家への相談料）等

## ④対象者

以下のすべてを満たす**中小事業者**と**個人事業主**が対象です。

- ①市内に事業所等を有し事業を営んでいる。
- ②今後も市内で事業を継続する意志がある。
- ③市税に滞納がない。
- ④関係法令を遵守している。

## 申請期間

**令和7年8月1日（金）**  
**～令和7年9月19日（金）**  
**16:00（必着）**

※裏面や要領をよく読んだ上で、必要書類を提出してください。

※事前相談を推奨しています。

※採択決定は10月中旬頃を予定しています。

### 【申請・お問合せ先】

〒811-3192 古賀市駅東1-1-1

古賀市商工政策課 事業者支援係（市役所第2庁舎3階）

TEL: 092-942-1176（直通） 平日（9:00～16:00）

## ⑤必要書類

申請内容に応じて、下記の内容とは別に書類の提出を求める場合があります。

|   | 書類                   | 備考                                                                                                                                      |
|---|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 交付申請書（様式第1号）         | (法人)法人の代表者印を押印してください。                                                                                                                   |
| ② | チェックリスト兼誓約書          |                                                                                                                                         |
| ③ | 事業実施計画書              | 申請者の情報、事業計画の内容（デジタル化により解決したい経営課題、具体的な取組内容、目標等）等を記載してください。                                                                               |
| ④ | 補助対象事業収支計画書          | 補助対象事業の実施に要する経費、補助申請額の内訳等を記載してください。                                                                                                     |
| ⑤ | 補助対象経費の算定根拠となる書類     | 製品の見積書、金額等の記載があるカタログ等                                                                                                                   |
| ⑥ | 市内中小企業者であることを確認できる書類 | (法人)現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し<br>(個人)事業を営んでいることを証する書類（原則、確定申告書又は開業届）<br>※上記書類で市内事業所等の住所が確認できない場合は公共料金の領収書など、市内で事業を営んでいることが分かる書類を添付してください。 |
| ⑦ | 本人確認書類<br>※個人事業主のみ   | マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等                                                                                                               |
| ⑧ | 市税に滞納のない証明書          | 古賀市収納管理課にて取得してください。<br>※市税の納付直後は、情報反映ができず滞納と標記される場合があります。その場合は、市税の領収書を提示してください。                                                         |

※詳細については、古賀市ホームページをご覧ください。

※ここに記載のあることのほか、「古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）交付要綱」に定める内容に基づき支援します。

※提出された書類は公的機関に照会することがあります。

## ⑥注意事項

- ・【中小事業者とは】資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない事業者、又は、常時使用する従業員の数が300人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人、小売業を主たる事業とする事業者については50人）を超えない事業者のいずれかに該当するものをいいます。
- ・【対象期間】デジタル製品の購入費等は、令和7年4月1日～令和8年1月30日の間に生じたものが対象です。ただし、交付決定前に経費が生じる場合、補助金の交付を保証するものではありません。
- ・【パソコン、タブレット端末等の導入】パソコン、タブレット端末（周辺機器を含む。）の購入費・賃借料は原則として有料のシステム・ソフトウェアを導入する場合に限りです。
- ・【報償費】デジタル製品の導入に際して専門家への相談が必要な場合に計上できます（上限5万円）。ただし、相談のみを行って実際に導入を行わない場合は対象となりません。
- ・【対象とならない費用】補助対象経費として明確に区分できない経費、中古品の購入費、社内設備やホームページ等の維持管理費、公租公課、各種保証・保険・手数料、その他市長が適当でないとするものは対象となりません。
- ・【現地確認】必要に応じて事業所等に職員が伺い、現地確認を行う場合があります。
- ・【交付後の処分】支援金の交付を受けた機器は、耐用年数又は5年が経過するまで処分できません。上記の違反があった場合、支援金の返還を求める場合があります。なお、故障等によりやむを得ず処分する場合はこの限りではありません。